

平成 29 年 7 月 11 日

港湾振興課

横田シップステーションの供用開始について

1 前回（第 6 回）広島県海域利用審査会答申（平成 29 年 1 月 30 日）以後の動き

- 平成 29 年 1 月 31 日 占用許可（広島県指令港振第 2178 号）
許可の相手方：横島漁業協同組合（福山市内海町 1102 番地の 1）
目的：プレジャーボートの係留保管施設の設置
占用内容：栈橋等の設置 1,307 m²
水域の占用 13,260 m²
占用期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
工事の実施期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで
- 平成 29 年 3 月 1 日 施設作成着手（工場内）
- 平成 29 年 4 月 10 日 現地工事着手
- 平成 29 年 5 月 27 日 施設完成
- 平成 29 年 5 月 31 日 漁港施設利用方法等の認可（広島県指令港振第 519 号）
- 平成 29 年 6 月 1 日 供用開始
放置等禁止区域告示（平成 29 年広島県告示第 335 号）
【施行日：平成 29 年 9 月 1 日】

2 施設の概要

(1) 名称

横田シップステーション

(2) 施設

- ①延長 Aバース 154.0m, Bバース 154.0m
- ②構造 杭係留方式, セパレート構造, アルミフレーム製
- ③機能及び料金

区分	収容隻数	利用方法	利用料金
6m以内艇	25 隻	Aバース若しくはBバースに係留	5,400 円/月
9m以内艇	98 隻	Aバース及びBバースに係留	8,640 円/月
12m以内艇	25 隻	Aバースに係留	16,200 円/月

(3) 平成 29 年 6 月末現在の入艇状況

144 隻 / 148 隻

(6m : 19 隻, 9m : 112 隻, 12m : 13 隻, 入艇率 97.3%)

3 参考

放置等禁止区域告示後、放置等禁止区域内(漁港内船だまり)PB数は、170 隻→27 隻へ減少。
(平成 29 年 6 月 16 日調査)

横田シップステーション使用規定

プレジャーボート・ヨットの係留施設である横田シップステーション（以下「本施設」という）は、次の条件を付した上で、使用を許可します。

1. 横田シップステーションの本使用規定を遵守して下さい。違反した場合は、使用許可を取り消す場合があります。
2. 本施設使用の基本は、【自己責任・自己管理】となります。本施設の使用許可は、プレジャーボート・ヨットを係留するための設備使用許可であり、プレジャーボート・ヨットの保管契約ではありませんので、次の事項を厳守して下さい。
 - 1) 使用許可を受けたプレジャーボート・ヨットが、暴風雨・津波高潮・地震・地滑り・落雷その他の自然的現象また騒乱・暴動その他の人為的な現象などの不可抗力・遭難・衝突・その他人災・火災・盗難・いたずら等により損害が生じた場合に、横島漁業協同組合はその責任は負いません。自己の責任と費用で対応して下さい。
 - 2) 使用許可を受けた利用者又は使用許可を受けたプレジャーボート・ヨットが本施設その他に損傷を与えた時は、速やかに横島漁業協同組合に届け出た上で、横島漁業協同組合の指示に従い、自己の責任と費用で現状に回復して下さい。
 - 3) 使用許可を受けたプレジャーボート・ヨットが第三者に損傷を与えた時は、使用許可を受けた利用者が自己の責任と費用で解決して下さい。
 - 4) 使用許可を受けた利用者は、台風・高潮等の異常気象により、使用許可を受けたプレジャーボート・ヨットの安全性が確保できないと判断した時は、使用許可を受けたプレジャーボート・ヨットを自己の責任で安全な場所へ移動して下さい。
 - 5) 使用許可を受けた利用者は、プレジャーボート・ヨットの事故による対人賠償、対物賠償等を補填するプレジャーボート・ヨット賠償責任保険の加入を義務付けます。
 - 6) 許可を受けた利用者で、自家用車を使用して本施設へ来られる方は、横島漁業協同組合が指定する駐車場へ必ず駐車して下さい。違法駐車は厳禁です。
3. 使用許可の期間は、6月1日から翌年の5月31日の1年間です。使用料は別図【料金表】の通りです。年度途中で使用許可を受けた場合は、月割で計算した使用料を、係留開始前の指定された期日までに振り込んで下さい。

許可期間満了の1ヶ月前迄に、利用者から特別の申出がない場合は、引き続き1ヶ年延長することとし、指定された期日までに使用料を振り込んで下さい。

使用料の改定がある場合は、事前に連絡します。尚、年度途中で解約した場合は既に振り込まれた使用料は原則返還しません。

また、使用許可を受けた内容を変更する場合（プレジャーボート・ヨットの艇種

変更・住所変更・年度途中での解約)、1ヶ月前迄に横島漁業協同組合の担当者宛に必ず報告して下さい。

【料金表】

艇 長	使用料 (年あたり)	使用料 (月あたり)
6m以内艇	64,800円	5,400円
9m以内艇	103,680円	8,640円
12m以内艇	194,400円	16,200円

利用者が使用料を期日までに納入しない場合は利用者が係留場所を放棄したものとみなし契約を解除し、横島漁業協同組合は利用者の船舶の移動を行うことができるものとする。この場合の手数料(クレーン費用等)は利用者が負担するものとする。

4. 横島漁業協同組合は、使用許可を受けたプレジャーボート・ヨットが本施設の入廷時に、艇長・艇幅の実測長の計測・所有者名義等の確認を行い、虚偽申請や齟齬がないことを確認します。虚偽申請や齟齬があった場合は、使用許可を取り消します。
利用者には確認後、本施設の使用許可を受けたことを証する【使用許可標識(ステッカー)】を交付します。
5. 使用許可を受けた利用者は、この権利を第三者に譲渡、転貸及び担保差入することはできません。譲渡をした場合は、使用許可を取り消します。
6. 使用許可期限を越えての係留はできません。
係留している場合は、航行の制限措置及び法的措置等を取ります。
7. 使用許可を受けたプレジャーボート・ヨットの所有者の変更はできません。
新しく許可が必要になります。
8. 許可を受けたプレジャーボート・ヨットは、横島漁業協同組合が指定した場所のみに係留可能であり、指定した場所以外の設備に係留することはできません。
使用許可を受けたプレジャーボート・ヨットが流出等しないように、確実に係留して下さい。また、横島漁業協同組合が指定する器具等以外は設置できません。万一、設置した時は、利用者の費用負担で撤去及び処分していただきます。
9. 夜間利用に際しては、夜間航行ができる設備を備えたプレジャーボート・ヨットのみが利用可能です。
10. 使用許可を受けた利用者は、漁業法に基づく漁業権や港則法の規定など関係法令を遵守し、漁業者の妨げ等をしないで下さい。
11. 本施設内では、2ノット以下の速度で航行して下さい。また本施設から航路に出る時は、出入口付近で一時停船して、他の船舶の航行を確認の上で出航して下さい。

また横田漁港内では、漁船等の多数の船舶が航行する為、十分注意した上で航行して下さい。

12. 消防法に違反するガソリン並びに危険物の持ち込みは禁止です。
13. 使用許可を受けたプレジャーボート・ヨットは、小型船舶検査による安全備品の他、所定の安全備品を必ず備えて下さい。また、安全のため通信機器の設置を推奨します。
14. 使用許可を受けたプレジャーボート・ヨットの係留については、他人に迷惑を掛けないなどのルールを守って下さい。
15. 本施設で、営業行為又は業務を目的としたプレジャーボート・ヨットの係留はできません。
16. 使用できるバースは、プレジャーボート・ヨットの実測長が係留設備能力の最大全長・最大全幅以下であること。
17. 次の行為を行う利用者に対しては、本施設への入場を拒否し、又は本施設からの退場を命じます。
 - 1) 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがある者
 - 2) 他人に危害等を及ぼし、又は迷惑になる恐れがある者
 - 3) 他人に危害等を及ぼし、又は迷惑になる動物その他を携帯する者
18. 本施設内での禁止行為は次の通りです。
 - 1) 遊泳や釣り
 - 2) 本施設内での火気の使用
 - 3) 廃棄物を放置又は捨てること
 - 4) 急速力での航行又は無謀な運転
 - 5) プレジャーボート・ヨットの修理
 - 6) 許可を受けたプレジャーボート・ヨット以外の係留
 - 7) 施設内での貝落としやマリントイレの使用
19. 本施設内では、使用許可を受けたプレジャーボート・ヨット以外の水上オートバイ等の航行は禁止です。



工 事 写 真 帳

工 事 名 横田シップステーション建設工事

工 事 場 所 福山市内海町1477-2 地先水域

申 請 者 横島漁業協同組合
代表理事組合長 渡邊 冬彦

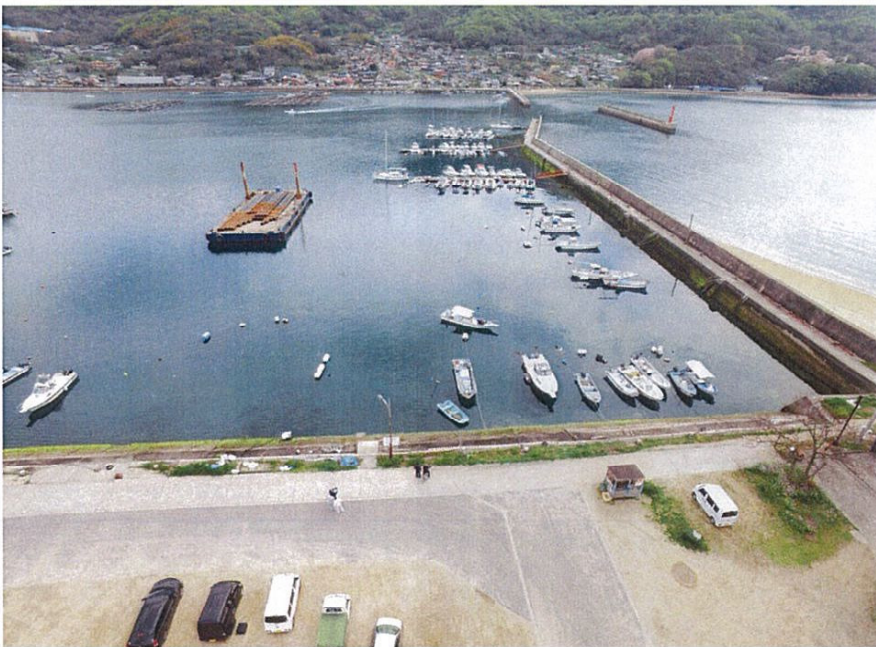
工 期

施 工 者 岡田石材株式会社



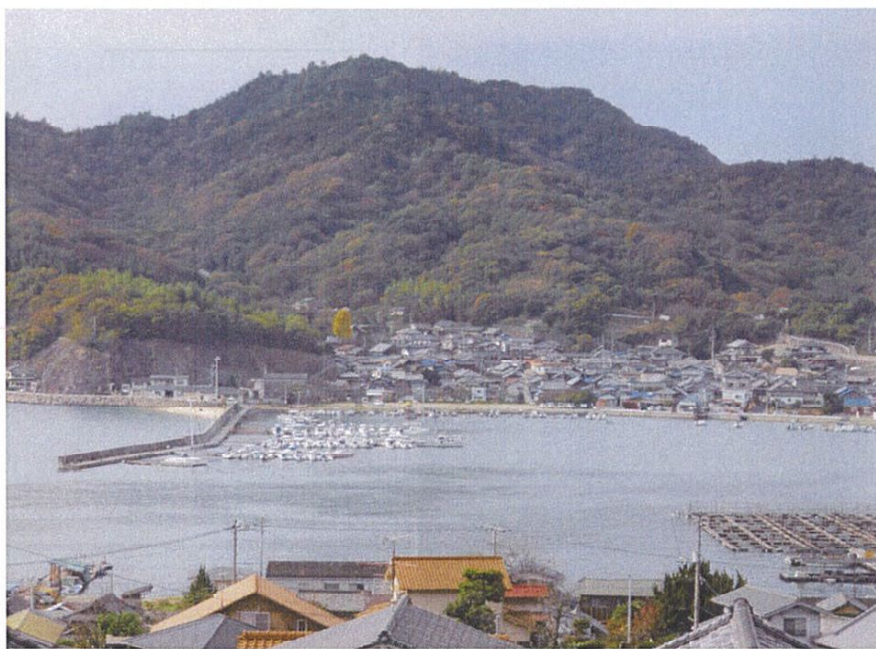
No. _____

着工前



No. _____

着工前



No. _____

着工前



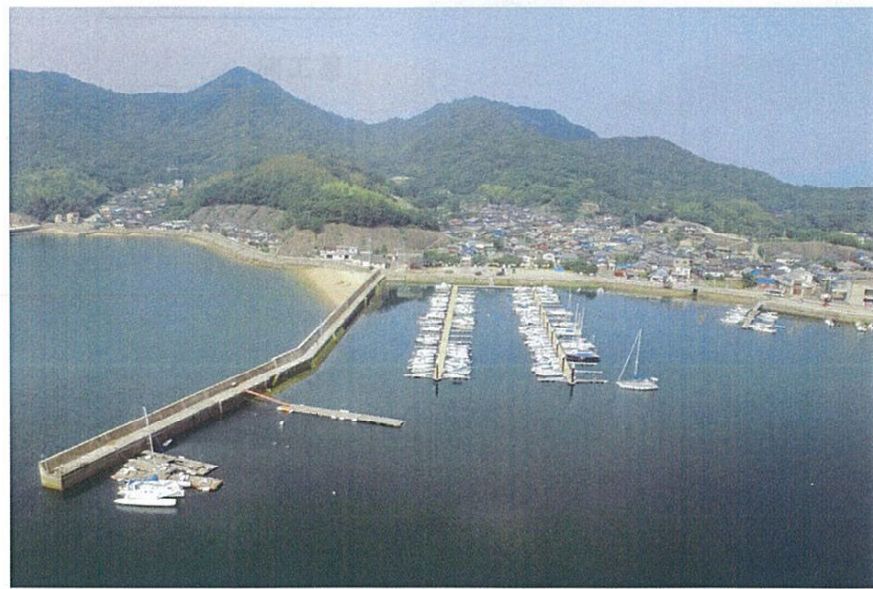
No. _____

完成 _____



No. _____

完成 _____



No. _____

完成 _____



施設の状況①

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



施設の状況②

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



施設の状況③

.....

.....

.....

.....

.....

.....

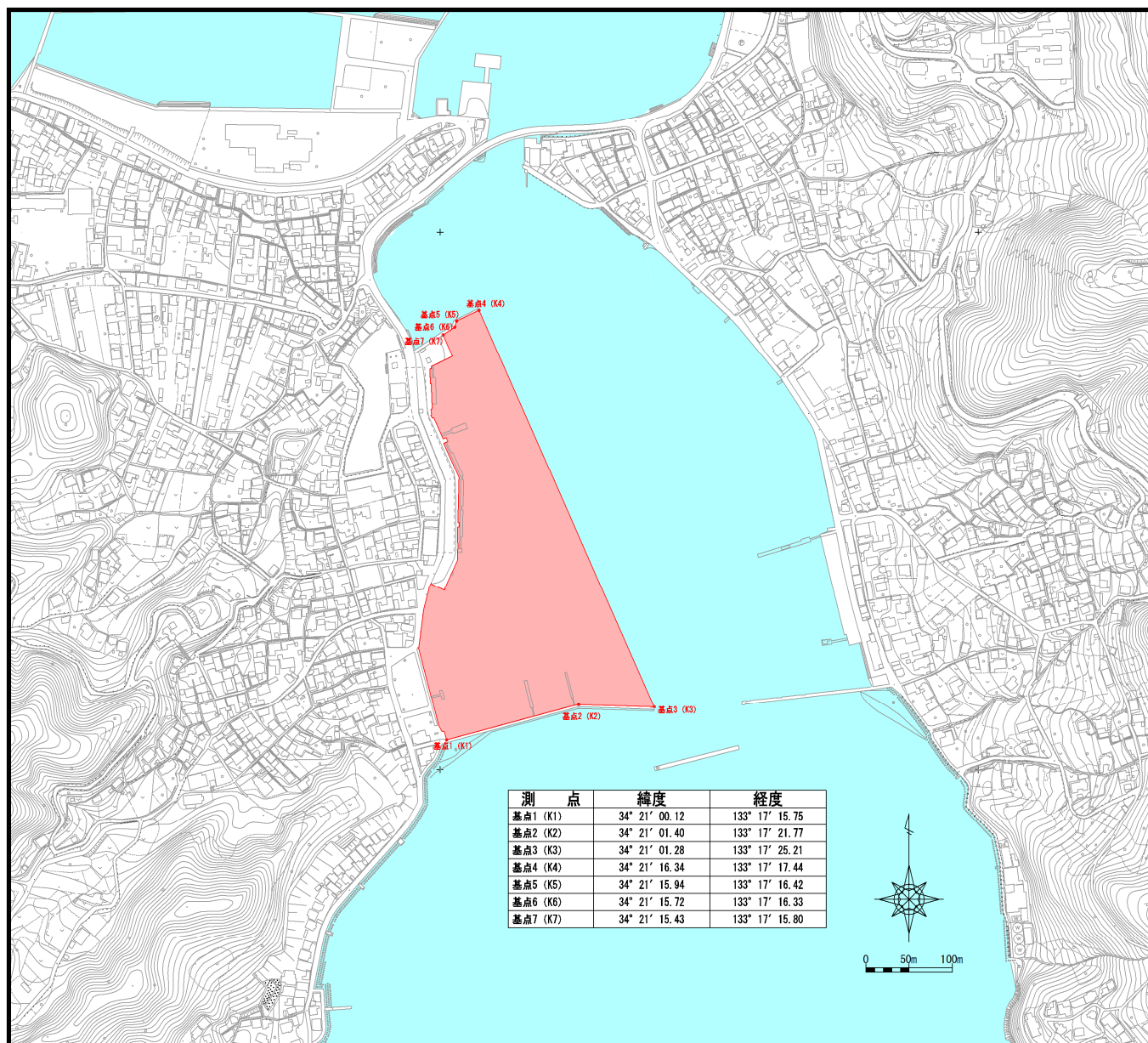
.....

船舶等所有者（使用者）のみなさまへ

下図の の区域は、平成 29 年 9 月 1 日から、漁港漁場整備法第 39 条第 5 項第 2 号の規定に基づく、船舶（漁船を除く）の放置等禁止区域となりました。（す。）

この区域内では、漁港管理者の許可なく、船舶を係留することはできませんので、この区域内に係留している船舶は適切な場所に保管していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

また、船舶を係留するための工作物等を漁港管理者（広島県）の許可なく設置している場合は、併せて撤去して下さるようお願いいたします。



この地図は、福山市長の承認を得て、同市発行の 2 千 5 百分の 1 地形図を複製したものです。（承認番号 平 29. 2. 23 福都第 796 号）

放置等禁止区域とは

放置等禁止区域とは、みだりに、船舶その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、または放置してはならない区域をいいます。

船舶の放置等禁止区域に指定された区域内では、漁港管理者の許可なく、船舶を係留することはできません。（違反した場合 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられることがあります。）

漁港管理者は、この区域内に許可なく係留された船舶を、所有者等の同意を得ることなく、移動・保管することができます。（この場合、移動・保管に要した費用は、船舶の所有者等に請求します。）

【問い合わせ先：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始は除く）8：30～17：15】

広島県東部建設事務所港湾課 084-921-1311